

令和 5 年 度

八代市議会経済企業委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|---------------------|----|
| 1. 12月定例会付託案件 | 1 |
| 1. 所管事務調査 | 20 |

令和 5 年 1 2 月 1 4 日 (木曜日)

経済企業委員会会議録

令和5年12月14日 木曜日

午前10時00分開議

午前11時53分閉議（実時間86分）

委員 谷口 徹 君

委員 中山 諭扶哉 君

委員 村川 清則 君

※欠席委員 君

○本日の会議に付した案件

1. 議案第99号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第8号（関係分）
1. 議案第125号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第9号（関係分）
1. 議案第107号・令和5年度八代市水道事業会計補正予算・第1号
1. 議案第108号・令和5年度八代市簡易水道事業会計補正予算・第1号
1. 議案第111号・指定管理者の指定について（サンライフ八代）
1. 議案第112号・指定管理者の指定について（八代市働く婦人の家）
1. 議案第113号・指定管理者の指定について（八代市さかもと温泉センター、八代市坂本憩いの家）
1. 議案第114号・指定管理者の指定について（八代市ふれあいセンターいずみ、八代市農林産物流通加工施設）
1. 議案第124号・八代市久連子及び椎原財産区管理会条例の一部改正について
1. 陳情第5号・八代市歴史的風致維持向上計画の策定について
1. 所管事務調査
 - ・産業・経済の振興に関する諸問題の調査
 - ・水道事業に関する諸問題の調査

○本日の会議に出席した者

委員長 古嶋津義 君
副委員長 木村博幸 君
委員 上村哲三 君
委員 金子昌平 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

農林水産部長 尾崎行雄 君
農林水産部次長 村井幸治 君
水産林務課長 前田浩信 君
総務企画部
東陽支所産業建設課長 井上健太 君
経済文化交流部長 野々口正治 君
経済文化交流部次長 小野高信 君
文化振興課長 米崎寿一 君
部局外
水道局長 吉永哲也 君

○記録担当書記

緒方康仁 君

（午前10時00分 開会）

○委員長（古嶋津義君） それでは、定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから経済企業委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

なお、令和2年7月豪雨並びに企業誘致用地及び新八代駅周辺整備に関連する予算、事件、条例案等につきましては、特別委員会に付託となりますので、御承知おきます。

○議案第99号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第8号（関係分）

○委員長（古嶋津義君） 最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第99号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳出の第5款・農林水産業費及び第10款・災害復旧費について、農林水産部から説明をお願いします。

○農林水産部長（尾崎行雄君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）農林水産部長の尾崎でございます。よろしくお願いたします。

経済企業委員会に付託されました議案のうち、予算議案の議案第99号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第8号及び追加提案の議案第125号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第9号中、農林水産部に係る部分につきまして、村井農林水産部次長が説明いたします。

また、条例議案第124号の八代市久連子及び椎原財産区管理会条例の一部改正につきましては、前田水産林務課長が説明いたしますので、御審議のほど、よろしくお願いたします。

○農林水産部次長（村井幸治君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）農林水産部、村井でございます。よろしくお願いたします。

それでは、議案第99号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会に付託されました農林水産部関係分につきまして、着座にて御説明させていただきます。

予算書の説明に入ります前に、今回の補正予算における人件費の補正内容について御説明させていただきます。

議案書と別に配付しております資料、右肩に議案第99号・第107号関係資料と記載されている資料を使って説明させていただきます。

今回の人件費補正予算の主な要因としましては、人事院勧告に伴う給与改定分の補正と、人事異動等に伴う増減分の補正によるものでございます。

給与改定につきましては、給料及び期末勤勉手当ともに2年連続の引上げ実施となっております。

まず、給料表におきましては、水準を平均1.1%引き上げ、特に若年層に重点を置いた引上げ改定となっております、一般職の期末勤勉手当につきましても、0.1月分引き上げるものでございます。

そのほか、給与改定以外の補正の主な要因としましては、人事異動に伴う給料・諸手当の増減によるもの、育児休業及び退職等による影響分、共済組合負担金の率改定による影響分でございます。

当初予算では、予算編成時点の職員数をもとに、人件費を積算しております。その後、4月1日の人事異動に伴う職員配置の変更により、給料・諸手当など増減が発生しますので、毎年度12月に人件費の補正を行っているところでございます。

それでは、一般会計補正予算書について御説明をいたします。

補正予算書の3ページをお願いいたします。

款5・農林水産業費全体で545万5000円を減額し、補正後の額を31億798万8000円とするものでございます。

これは、事業に伴う増額補正はありますものの、人件費において大幅な減額となりましたことから、結果として減額補正となったものでございます。

次に、ページが少し飛びまして、25ページをお願いいたします。

款5・農林水産業費、項1・農業費、目1・農業委員会費では、職員8名分の人件費の補正として86万8000円を減額しております。これは、人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動等の影響によるものでございます。

次に、目2・農業総務費で1369万2000円を計上し、補正後の額を4億3745万4

000円としております。

内容につきましては、右側説明欄に記載してあります職員53名分の人件費の補正として1321万2000円、会計年度任用職員1名分の補正として12万6000円を計上しております。こちらも、人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動の影響によるものでございます。

また、農業集落排水処理施設事業における特別会計繰出金事業として35万4000円を計上しておりますが、こちらも人件費の補正によるものでございます。

26ページをお願いいたします。

目3・農業振興費で、補正額137万6000円を計上し、補正後の額を4億8890万9000円とするものでございます。

内容につきましては、まず、右側説明欄に記載してあります会計年度任用職員7名の人件費の補正として、74万4000円を計上しております。これも人事院勧告に伴う給与改定による影響でございます。

次のいぐさ・畳表生産体制強化支援対策事業では、55万1000円を計上しております。

これは、県のいぐさ・畳表生産体制強化支援対策事業補助金を活用し、均質で品質の高いイグサ・畳表の生産体制の確立に取り組む組織・産地を育成するために、機械導入等の経費の一部として2分の1以内を支援するもので、宝出織機利用組合を実施主体とし、畳表織機のオーバーホール及びQRコード紙用停止装置の導入による機能強化整備を図るものです。

なお、特定財源としまして、全額県支出金を予定しております。

次の地域特産物産地づくり支援対策事業では、8万1000円を計上しております。

これは、県の地域特産物産地づくり支援対策事業補助金を活用し、東陽町において山椒を新たな基幹作物とするため、導入に係る経費の一部として3分の1以内を支援するもので、東陽

山椒部会を実施主体とし、ブドウ山椒苗100本、朝倉山椒苗10本、土壌改良剤30袋の購入に対して補助を行うものです。

なお、特定財源としまして、全額県支出金を予定しております。

次に、目6・農事研修センター費で、職員3名分の補正として89万9000円を計上しております。こちらも人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動の影響によるものでございます。

次に、目8・農地費で、職員15名分の補正として1560万9000円を減額しております。こちらも、人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動の影響によるものでございます。

次に、目11・農業研修施設管理費で、会計年度任用職員2名分の補正として25万円を計上しております。こちらも人事院勧告に伴う給与改定によるものでございます。

次に、目12・地籍調査費で、職員16名分及び会計年度任用職員3名の補正として、194万8000円を減額しております。こちらも人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動の影響によるものでございます。

続きまして、27ページをお願いいたします。

項2・林業費、目1・林業総務費で、職員10名分及び会計年度任用職員1名の補正として、1136万5000円を減額しております。こちらも人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動の影響によるものでございます。

次に、目4・林道新設改良費で、職員3名分の補正として480万1000円を計上しております。こちらも人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動の影響によるものでございます。

項3・水産業費、目1・水産業総務費で、職員5名分の補正として75万6000円を計上しております。こちらも人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動の影響によるものでございます。

次に、目2・水産業振興費で256万100

0円を計上し、補正後の額を5221万4000円とするものでございます。

内容としましては、右側説明欄に記載してあります水産製品製造業等緊急支援事業で、県の水産製品製造業等緊急支援事業補助金を活用して、食品衛生法の改正に伴い、新たに営業許可が必要となった水産製品製造業の事業者が行う許可取得のために必要な施設改修に係る経費について2分の1以内の支援を行うもので、釜揚げシラスの加工製造を行う3名の事業者の施設改修に対して補助を行うものです。

なお、特定財源としまして、全額県支出金を予定しております。

少し飛びまして、36ページをお願いいたします。

款10・災害復旧費、項1・農業水産業施設災害復旧費、目1・林道施設災害復旧費では、補正額1462万円を計上し、補正後の額を4億6952万2000円とするものでございます。

これは、災害復旧工事を実施中でありました林道菊池人吉線において、令和4年台風14号の影響により被災箇所がさらに重ねて被害を受け、約半年間の工事中止期間が発生したため、それに伴う機械リース料及び工事再開後における県外等遠隔地労働者の宿泊費の増額分を補正するものでございます。

なお、特定財源としまして、県支出金1448万8000円、市債10万円を予定しております。

以上で、議案第99号・八代市一般会計補正予算・第8号中、農林水産部関係分の説明を終わります。

御審議方、よろしく願いいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（谷口 徹君） 予算書の26ページの

農業振興費の分ですけれども、地域特産物産地づくり支援対策事業で、山椒の基幹作物に関する補助がありますけれども、これは東陽の一部の地域になるんでしょう。それとも、何か全体的に広がりがあるようなものなんですか。

○東陽支所産業建設課長（井上健太君） 東陽支所産業建設課、井上でございます。

委員お尋ねの山椒の件ですけれども、こちらは東陽の農家6名の方々によりまして、山椒部会を立ち上げを今年度されました。地域は坂より上地区を中心として、6名の方々に構成されております。

以上です。

○委員（谷口 徹君） ありがとうございます。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） ないですか。

以上で、歳出の第5款・農林水産業費及び第10款・災害復旧費についてを終了いたします。執行部入替えのため、小会いたします。

（午前10時14分 小会）

（午前10時15分 本会）

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

次に、歳出の第6款・商工費及び第9款・教育費について、経済文化交流部から説明願います。

○経済文化交流部長（野々口正治君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）経済文化交流部の野々口でございます。本日はどうぞよろしくお願いをいたします。

経済企業委員会に付託されました議案につき

まして、まず、予算議案の議案第99号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第8号及び議案第125号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第9号のうち、経済文化交流部所管分、並びに事件議案の議案第111号から第114号、指定管理者の指定につきまして、小野経済文化交流部次長が説明をいたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

○経済文化交流部次長（小野高信君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）経済文化交流部の小野でございます。

それでは、説明につきましては、着座にてさせていただきます。

それでは、議案第99号・令和5年度八代市一般会計補正予算書・第8号をお願いします。

経済企業委員会付託分のうち、経済文化交流部関係を説明いたします。

今回の補正予算では、人件費の補正も含まれておりますが、給与改定につきましては、先ほど農林水産部のほうから説明がありましたので、ここでは割愛させていただきます。

3ページをお願いします。

歳出の款6・商工費、項1・商工費で、補正額3411万5000円を増額し、補正後の額を25億8383万2000円としております。

次に、4ページをお願いいたします。

歳出の款9・教育費、項7・社会教育費で、補正額1692万5000円を増額し、補正後の額を9億8076万2000円としております。

続きまして、項8・社会体育費で、補正額824万8000円を増額し、補正後の額を3億2797万円としております。

次に、28ページをお願いいたします。

款6・商工費、項1・商工費、目1・商工総務費で、補正額2739万7000円を増額し、補正後の額を3億5372万9000円としております。

主な要因としましては、人事異動等で5名の増員及び給与改定による増額、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴うクルーズ船寄港の増加及びくまモンポート八代完成記念イベントなどによる時間外勤務手当の増額によるものでございます。

その下の目3・観光費で、補正額671万8000円を増額し、補正後の額を5億4876万7000円としています。

説明欄の2行目、さかもと温泉センター「クレオン」管理運営事業550万円は、指定管理者制度を導入しているさかもと温泉センタークレオンについて、指定管理委託料の算定時に見込んでいた収入が、令和2年7月豪雨による国道219号の一般車両通行止めの影響により利用客が減少し、大幅に減収となったことから、協定書の規定に基づき補償を行うものでございます。

なお、補償対象期間は、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に移行した令和5年5月から令和6年3月までとしております。

続きまして、坂本憩いの家管理運営事業60万円は、先ほどのさかもと温泉センターと同じく、指定管理委託料の算定時に見込んでいた収入が、令和2年7月豪雨による国道219号の一般車両通行止めの影響により利用客が減少し、大幅に減収となったことから、協定書の規定に基づき補償を行うものでございます。

補償対象期間も先ほどと同様の、令和5年5月から令和6年3月までとなっております。

次に、34ページをお願いいたします。

款9・教育費、項7・社会教育費、目3・文化施設費でございます。職員4人分等の補正として426万5000円を増額し、補正後の額が1億5339万円としています。

主な要因としましては、人事異動等に伴う増額によるものでございます。

次に、35ページをお願いします。

目6・文化財保護費でございます。職員14人分等の補正としまして335万1000円を増額し、補正後の額が1億7910万円としています。

主な要因といたしましては、人事異動等及び給与改定に伴う増額によるものでございます。

続きまして、款9・教育費、項8・社会体育費、目1・社会体育総務費でございます。職員9人分の補正として623万9000円を増額し、補正後の額が7625万8000円としています。

主な要因としましては、人事異動等及び給与改定に伴う増額によるものでございます。

その下の目2・社会体育事業費で、補正額150万円を増額し、補正後の額を5391万5000円としています。

説明欄の台湾・新竹市とのスポーツ交流事業150万円は、国際交流事業として、TSMC本社の所在地である台湾新竹市を表敬訪問するのに合わせて、県及び本市代表のジュニアバドミントン選手と新竹市代表選手とのスポーツ交流を実施するための負担金を補正するものでございます。

なお、運営主体として、台湾バドミントン協会との交流がある八代市東京2020オリンピック・パラリンピックホストタウン推進実行委員会へ事業運営を依頼するため、当該委員会へ負担金を支出するものでございます。

交流事業の総事業費としましては310万円で、八代市から150万円、熊本県バドミントン王国復活プロジェクトから150万円、八代市スポーツ協会から10万円の負担金で賄います。

実施期間は令和6年1月3日から6日までとなっております。

次に、その下の目3・社会体育施設費です。補正額50万9000円を増額し、補正後の額を1億9779万7000円としています。

主な要因といたしましては、人事異動等及び給与改定に伴う増額によるものでございます。

以上が通常補正でございます。

続きまして、指定管理者制度導入に伴う債務負担行為について説明いたします。

資料は、戻りまして7ページをお願いいたします。

なお、指定管理者の指定につきましては、事件議案第111号から第114号で、詳細につきましては説明いたします。

それでは、まず、商工・港湾振興課の所管の2施設についてでございます。

7ページ上段のサンライフ八代から説明させていただきます。

こちらは公募で手続を進めております事業で、補正内容としましては、サンライフ八代管理運営委託、限度額3964万8000円でございます。

指定管理候補者は一般財団法人サンライフ八代、指定管理期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間、委託金額の内訳は各年度1321万6000円でございます。

次に、八代市働く婦人の家でございます。

こちらは公募で手続を進めております業務で、補正内容としましては、八代市働く婦人の家管理運営委託、限度額4882万8000円でございます。

指定管理候補者は一般社団法人八代弘済会、指定管理期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間、委託金額の内訳は各年度1627万6000円でございます。

次に、観光・クルーズ振興課所管の4施設についてでございます。

施設自体は4施設となりますが、坂本支所管内にありますさかもと温泉センタークレオンと、元湯であります坂本憩いの家の2施設を併せて管理することとし、また、泉支所管内にありますふれあいセンターいずみと、農林産物流通加

工施設の2施設を併せて管理することとしております。

まず、7ページ3段目の、坂本支所管内の2施設から説明させていただきます。

こちらは非公募で手続を進めております業務で、補正内容としましては、八代市さかもと温泉センター及び八代市坂本憩いの家管理運営委託、限度額1億3689万9000円でございます。

指定管理候補者はさかもと温泉センター株式会社、指定管理期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間、委託金額の内訳は各年度4563万3000円でございます。

最後に、4段目の泉支所管内2施設について説明させていただきます。

こちらは非公募で手続を進めております業務で、補正内容としましては、八代市ふれあいセンターいずみ及び八代市農林産物流通加工施設管理運営委託、限度額3947万4000円でございます。

指定管理候補者は株式会社いずみ、指定管理期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間、委託金額の内訳は各年度1315万8000円でございます。

説明については以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第99号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会関係分については、

原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため、小会いたします。

（午前10時28分 小会）

（午前10時29分 本会）

◎議案第125号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第9号（関係分）

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

次に、議案第125号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第9号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳出の第5款・農林水産業費について、農林水産部から説明を願います。

○農林水産部次長（村井幸治君） 先ほどに引き続きまして、農林水産部、村井でございます。よろしくお願いいたします。

着座にて御説明させていただきます。

それでは、議案第125号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第9号中、当委員会に付託されました農林水産部関係分につきまして、御説明させていただきます。

一般会計補正予算書の2ページをお願いいたします。

款5・農林水産業費で、補正前の額31億798万8000円に、補正額1億4508万4000円を計上し、補正後の額を32億5307万2000円とするものでございます。

これは、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策において重点支援地方交付金が追加されたため、これを活用し、物価高騰の影響を受けている事業者を引き続き支援するものでございます。

9ページをお願いいたします。

款5・農林水産業費、項1・農業費、目4・

園芸振興費で、補正額1億4508万4000円を計上し、補正後の額を1億7935万6000円としております。

内容につきましては、右側説明欄に記載してあります施設園芸燃油価格高騰対策支援事業（重点交付金）で、燃油価格の高騰に係る施設園芸農家の負担を軽減し、農業経営の安定に資するため、燃油の高騰分に対する一部として、1リットル当たり5円を補助するものでございます。

なお、特定財源として、全額国庫支出金を予定しております。

また、事業期間を令和6年3月31日までとしているため、諸手続が令和6年4月以降となりますことから、全額繰越しとしております。

以上で、議案第125号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第9号中、農林水産部関係分の説明を終わります。

御審議方、よろしくお願ひいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いします。

意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で、歳出の第5款・農林水産業費についてを終了いたします。

執行部入替えのため、小会いたします。

（午前10時32分 小会）

（午前10時33分 本会）

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

次に、歳出の第6款・商工費について、経済文化交流部から説明を願います。

○経済文化交流部次長（小野高信君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）経済文化交流部、小野でございます。

引き続きまして、私のほうから、議案第125号・令和5年度八代市一般会計補正予算・第9号について説明させていただきます。

失礼しますが、着座にて説明いたします。

それでは、議案第125号・令和5年度八代市一般会計補正予算書・第9号をお願いします。

経済企業委員会付託分のうち、経済文化交流部関係を説明いたします。

2ページをお願いいたします。

歳出の款6・商工費、項1・商工費で、補正額3億9170万円を増額し、補正後の額を29億7553万2000円としています。

次に、9ページをお願いします。

下段の、款6・商工費、項1・商工費、目2・商工振興費で、補正額3億9170万円を増額し、補正後の額を20億7303万6000円としております。

説明欄のキャッシュレス決済ポイント還元事業（重点交付金）2億3000万円は、エネルギー、食料品等の物価高騰の影響を受けている生活者及び事業者を支援し、地域経済の活性化や市内消費喚起を図るため、非接触型のキャッシュレス決済の利用者に対するポイント還元を行う経費を補正するものでございます。

内訳は、ポイント還元分としまして2億円、事務委託料としまして3000万円でございます。

ポイント還元率は20%、1回当たりのポイント還元の上限を1000ポイント、期間中の上限を5000ポイントとしております。

なお、実施期間は令和6年2月1日から29日までの1か月を予定しておりますが、還元額上限に達し次第、終了いたします。

失礼しました。事務委託料としまして3000万円でございます。訂正のほう、よろしくお

願いいたします。

続きまして、L P ガス価格高騰対策支援事業、（重点交付金）1 億 6 1 7 0 万円は、エネルギー価格高騰が継続していることから、引き続き、経済的負担を受けている L P ガス利用世帯の負担軽減を図るため、熊本県 L P ガス協会を通じて、当該価格高騰分の一部を補助するものでございます。

内訳としましては、現金給付分 1 億 2 4 0 0 万円、事務経費として 3 7 7 0 万円を計上しております。

対象は、市内の L P ガス利用世帯 3 万 1 0 0 0 世帯、補助金額は 1 世帯当たりで 4 0 0 0 円でございます。

対象期間は令和 5 年 1 0 月から令和 6 年 4 月分としており、申請期間は令和 6 年 4 月から 6 月を予定しております。

最後に、3 ページをお願いいたします。

繰越明許費補正でございます。

下段の L P ガス価格高騰対策支援事業（重点交付金）1 億 6 1 7 0 万円は、申請期間が令和 6 年 6 月までとなるため補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第 1 2 5 号・令和 5 年度八代市一般会計補正予算・第 9 号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求

めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため、小会いたします。

（午前 1 0 時 3 8 分 小会）

（午前 1 0 時 3 9 分 本会）

◎議案第 1 0 7 号・令和 5 年度八代市水道事業会計補正予算・第 1 号

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

次に、議案第 1 0 7 号・令和 5 年度八代市水道事業会計補正予算・第 1 号を議題とし、説明を求めます。

○水道局長（吉永哲也君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）水道局の吉永でございます。よろしく願いいたします。

議案第 1 0 7 号・令和 5 年度八代市水道事業会計補正予算につきまして、着座にて説明させていただきます。

補正予算書第 1 号をお願いいたします。

今回の補正内容が、先ほど一般会計のほうでも説明がございましたが、人件費の補正について、本年度の人事院勧告等に準じた給与改定や、人事異動等に伴う人件費の調整を行うほか、令和 6 年 4 月より業務を開始する必要があります契約案件についての債務負担行為の設定となっております。

それでは、補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

第 2 条の収益的支出におきまして、第 1 款・水道事業費用、第 1 項の営業費用で、人件費 4 0 1 万 7 0 0 0 円を増額し、補正後の額を 4 億 5 7 5 1 万 3 0 0 0 円としております。

第 3 条では、人件費の増額補正に伴い、議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を 8 1 7 2 万 4 0 0 0 円に、4 0 1 万

7000円を増額し、8574万1000円と改めるものです。

2ページをお願いします。

第4条の債務負担行為では、令和6年4月より業務を開始する必要があります契約案件について、予算執行の事前準備として、新年度前に事務処理を行えるように債務負担行為の設定を行うものでございます。

今回の設定する債務負担行為の事項は、水道事業水質検査業務委託で、期間は令和5年度から令和6年度、限度額を426万8000円としております。

毎年、入札により請負業者の選定・契約を行っております。

次の5ページから9ページにつきましては、説明を割愛させていただきます。

10ページをお願いいたします。

収益的支出の補正予算明細書にて内訳を説明いたします。

なお、目ごとの説明となりますが、職員数の変動はなく、給与改定、人事異動等の影響による補正でございます。

款1・水道事業費用、項1・営業費用、目1・原水及び浄水費では、節区分の給料を109万2000円。法定福利費を59万7000円それぞれ増額するとともに、手当を12万7000円減額し、合わせて156万2000円の補正をお願いするものです。

次に、目2・配水及び給水費では、節区分の給料を31万9000円、法定福利費を25万6000円それぞれ増額するとともに、手当を14万4000円減額し、合わせて43万1000円の補正をお願いするものです。

次に、目3・受託工事費では、節区分の手当を19万6000円、法定福利費を8万円それぞれ増額するとともに、給料を13万2000円減額し、合わせて14万4000円の補正をお願いするものです。

次に、目4・総係費では、節区分の給料を103万1000円、手当を27万6000円、法定福利費を57万3000円それぞれ増額し、合わせて188万円の補正をお願いするものです。

11ページ以降は、給与費の詳細な明細書及び債務負担行為調書でございます。今回は説明を省略させていただきます。

以上で、議案第107号・令和5年度八代市水道事業会計補正予算・第1号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第107号・令和5年度八代市水道事業会計補正予算・第1号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第108号・令和5年度八代市簡易水道事業会計補正予算・第1号

○委員長（古嶋津義君） 次に、議案第108号・令和5年度八代市簡易水道事業会計補正予算・第1号を議題とし、説明を求めます。

○水道局長（吉永哲也君） 水道局の吉永でございます。

引き続き、議案第108号・令和5年度八代市簡易水道事業会計補正予算について、着座に

て説明させていただきます。

補正予算書第1号の1ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、令和6年4月より業務を開始する必要があります契約案件についての債務負担行為の設定でございます。

5ページをお願いいたします。

債務負担行為に関する調書でございます。

今回設定する債務負担行為の事項は、簡易水道事業水質検査業務委託で、期間は令和5年度から令和6年度、限度額を1855万5000円としております。

以上で、説明を終わります。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第108号・令和5年度八代市簡易水道事業会計補正予算・第1号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため、小会いたします。

（午前10時46分 小会）

（午前10時50分 本会）

◎議案第111号・指定管理者の指定について（サンライフ八代）

◎議案第112号・指定管理者の指定について

（八代市働く婦人の家）

◎議案第113号・指定管理者の指定について（八代市さかもと温泉センター、八代市坂本憩いの家）

◎議案第114号・指定管理者の指定について（八代市ふれあいセンターいずみ、八代市農林産物流通加工施設）

○委員長（古嶋津義君） 本会議に戻します。次に、事件議案の審査に入ります。

なお、議案第111号・サンライフ八代に係る指定管理者の指定について、議案第112号・八代市働く婦人の家に係る指定管理者の指定について、議案第113号・八代市さかもと温泉センター、八代市坂本憩いの家に係る指定管理者の指定について及び議案第114号・八代市ふれあいセンターいずみ、八代市農林産物流通加工施設に係る指定管理者の指定については関連がありますので、本件4件を一括議題とし、採決についてはおのおのに行いたいと思います。

それでは、本4件について一括して説明を求めます。

○経済文化交流部次長（小野高信君） 経済文化交流部、小野でございます。よろしくをお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第111号から第114号、指定管理者の指定について説明させていただきます。

資料でございますが、12月定例会議案書のほかに、別紙資料、指定管理者候補者の選定結果についてと併せて御説明いたします。

それでは、議案書の目次をお開きください。

議案第111号から第114号まで、当部が所管いたします施設のうち4件6施設の指定管理者の指定につきまして、議決をお願いするものでございます。

提案理由でございますが、いずれも本市が設置する公の施設の指定管理者を指定するために

は、地方自治法第244条の第6項の規定によりまして、議会の議決を得る必要があるためでございます。

議案書2ページをお願いいたします。

まず、議案第111号でございます。

施設名はサンライフ八代、指定管理者となる団体は一般財団法人サンライフ八代、指定管理期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間でございます。

続きまして、議案第112号でございます。

施設名は八代市働く婦人の家、指定管理者となる団体は一般社団法人八代弘済会、指定管理期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間でございます。

続きまして、議案第113号でございます。

施設名は八代市さかもと温泉センター及び八代市坂本憩いの家、指定管理者となる団体はさかもと温泉センター株式会社、指定の期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間でございます。

続きまして、議案第114号でございます。

施設名は八代市ふれあいセンターいずみ及び八代市農林産物流通加工施設、指定管理者となる団体は株式会社いずみ、指定管理期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間でございます。

それでは、詳細について、別紙資料にて御説明いたします。

指定管理者候補者の選定結果についてを御覧ください。

はじめに、議案第111号、サンライフ八代でございます。

- 1、施設の概要は記載のとおりでございます。
- 2、指定の期間は3年間です。
- 3、委託料は、令和6年度より1320万円、3年間合計で3960万円となっております。
- 4、候補者の概要については記載のとおりでございます。

5、指定の経緯でございますが、9月4日より公募を開始し、10月4日までに1団体の申請がありました。11月2日実施の選定委員会にてプレゼンテーションやヒアリング等を行い、同7日に指定管理者候補者が選定されたところです。

6、今後の日程でございますが、議会にて指定の議決を受けた後、速やかに指定通知及び指定の告示を行います。その後、3月までに協定の締結を終え、4月1日から指定管理の運営開始を予定しております。

7、選定委員会の委員を掲載しております。委員8名のうち、井山熊本高等専門学校教授様をはじめ5名が外部委員となっております。

8、選定結果については、次ページを御覧ください。

5つの選定項目のうち、1については適否を判断し、2から5の4項目については点数化して、それぞれ100点満点で評価しております。

サンライフ八代の選定結果でございますが、1については適しているとの判定で、評価の合計点が81.7点、優秀事業者の優遇措置として、5点の加点を行い、総計が86.7点となっております。

続きまして、議案第112号、八代市働く婦人の家でございます。

- 1、施設の概要は記載のとおりでございます。
- 2、指定の期間は3年間。
- 3、委託料は、令和6年度より1620万円、3年間合計で4860万円となっております。
- 4、候補者の概要については、記載のとおりでございます。

5、指定の経緯でございますが、9月4日より公募を開始し、10月4日までに1団体の申請がありました。11月2日実施の選定委員会にてプレゼンテーションやヒアリング等を行い、同7日に指定管理者候補者が選定されたところです。

6、今後の日程でございますが、先ほどと同様でございます。

7、選定委員会の委員については、委員9名のうち、井山熊本高等専門学校教授様はじめ5名が外部委員となっております。

8、選定結果については、次ページをお願いします。

1については適しているとの判定で、評価の合計点が82.3点、優秀事業者の優遇措置として5点の加点を行い、総計が87.3点となっております。

続きまして、議案第113号、八代市さかもと温泉センター及び八代市坂本憩いの家の2施設でございます。

1、施設の概要は記載のとおりでございます。

2、指定の期間は3年間。

3、委託料は、令和6年度より、八代市さかもと温泉センターが3596万3000円、八代市坂本憩いの家が967万円、合計4563万3000円で、3年間合計1億3689万9000円となっております。

4、候補者の概要については、記載のとおりでございます。

5、指定の経緯でございますが、八代市公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例第5条第1項の規定及び公の施設の指定管理者制度に関する運営指針(5)の⑤のエに該当するため、非公募としておりまして、令和5年9月22日に、選定手続要項を先方に提示しております。提出期限を10月4日としており、11月2日に選定委員会を行い、同9日に指定管理者候補者が選定されたところです。

6、今後の日程については、先ほどと同様でございます。

7、選定委員会の委員を掲載しております。委員9名のうち5名が外部委員となっております。

選定結果につきましては、次ページをお願い

いたします。

5つの選定項目のうち、1については適否を判断し、2から5の4項目については点数化して、それぞれ200点満点で評価しております。

1については適しているとの判定で、評価の合計点が154.2点となっております。

続きまして、議案第114号、八代市ふれあいセンターいずみ及び八代市農林産物流通加工施設2施設でございます。

1、施設の概要は記載のとおりでございます。

2、指定の期間は3年間。

3、委託料は、令和6年度より、八代市ふれあいセンターいずみが1121万9000円、八代市農林産物流通加工施設が193万9000円、合計1315万8000円で、3年間合計3947万4000円となっております。

4、候補者の概要については、記載のとおりでございます。

5、指定の経緯でございますが、前回までと同様、非公募としておりまして、令和5年9月22日に選定手続要項を先方に提示しております。提出期限を10月4日としており、11月2日に選定委員会を行い、同2日に指定管理者候補者が選定されたところです。

6、今後の日程につきましては、先ほどと同様でございます。

7、選定委員会の委員を掲載しております。委員9名のうち5名が外部委員となっております。

8、選定結果については、次ページのほうをお願いします。

1については適しているとの判断で、評価の合計点が158.3点でございます。

それぞれ候補者選定の基準が配点の6割以上となっておりますので、4件の候補者、いずれも基準を満たしているところでございます。

なお、議決を受けた場合には、年度内に協定締結の手続を行いますことから、債務負担行為

の設定が必要となりますので、別途議案第99号・八代市一般会計補正予算・第8号にて、それぞれの年数、限度額に応じた債務負担行為の設定をお願いしているところでございます。

説明については、以上でございます。

御審議方、よろしくお願ひいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

採決は、議案ごとに、挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

まず、議案第111号・サンライフ八代に係る指定管理者の指定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本件は可決されました。

次に、議案第112号・八代市働く婦人の家に係る指定管理者の指定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本件は可決されました。

次に、議案第113号・八代市さかもと温泉センター、八代市坂本憩いの家に係る指定管理者の指定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本件は可決されました。

次に、議案第114号・八代市ふれあいセン

ターいずみ、八代市農林産物流通加工施設に係る指定管理者の指定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本件は可決されました。

執行部入替えのため、小会いたします。

（午前11時03分 小会）

（午前11時04分 本会）

◎議案第124号・八代市久連子及び椎原財産区管理会条例の一部改正について

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

次に、条例議案の審査に入ります。

議案第124号・八代市久連子及び椎原財産区管理会条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○水産林務課長（前田浩信君） 皆様、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）水産林務課の前田でございます。隣が、泉支所産業建設課の薄田課長です。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第124号・八代市久連子及び椎原財産区管理会条例の一部改正につきまして、御説明をさせていただきます。

着座での説明でよろしいでしょうか。

○委員長（古嶋津義君） はい、どうぞ。

○水産林務課長（前田浩信君） それでは、議案書の41・42ページをお願いいたします。

八代市久連子及び椎原財産区管理会条例の一部改正でございますが、改正の内容及び改正の理由について御説明をいたします。

まず、改正の内容ですが、今回、八代市久連子及び椎原財産区管理会条例第2条第2項の財産区管理委員7人を7人以内に改正を行うものです。

次に、改正の理由についてですが、財産区管理委員の改選推薦報告を受けた際、久連子及び

椎原財産区ともに、地区住民の減少と著しく高齢化が進んでいる実情から、現行の定数7人の管理委員を選出することが困難となっており、今後、財産区の管理運営を継続するために、5人で実施していききたい旨の申出がございました。

また、地方自治法第296条の2第2項では、財産区管理会は財産区管理委員7人以内をもって組織することと規定されているため、今回、委員の定数について改正を行うものでございます。

以上が、八代市久連子及び椎原財産区管理条例の一部改正の説明でございます。

御審議方、よろしくお願いたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑はありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第124号・八代市久連子及び椎原財産区管理条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部は御退出ください。

（執行部 退席）

◎陳情第5号・八代市歴史的風致維持向上計画の策定について

○委員長（古嶋津義君） 次に、請願・陳情の審査に入ります。

今回、当委員会に付託となっておりますのは、新規の陳情1件です。

それでは、陳情第5号・八代市歴史的風致維持向上計画の策定についてを議題とします。

要旨は文書表のとおりですが、念のため書記に朗読いたさせます。

（書記、朗読）

○委員長（古嶋津義君） 本陳情について、御意見はありませんか。

○委員（中山諭扶哉君） まずはですね、歴史的風致維持向上計画というのがこの中にあるんですけど、これについて、概要についてちょっと、担当課、ちょっとお聞きしたいと思いますけど。

○委員長（古嶋津義君） 今、中山委員から、執行部から説明を願いたいという御意見でございますが、一応待機はさせておりますので、では、執行部の意見を求めますか。

ただいま、本件に関しまして、執行部に説明を求めると意見が出ました。本件について、執行部から説明を求めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） 御異議なしと認め、執行部に説明を求めることといたします。

小会します。

（午前11時12分 小会）

（午前11時14分 本会）

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

それでは、本件に関し、執行部からの説明を求めます。

○文化振興課長（米崎寿一君） こんにちは。

（「こんにちは」と呼ぶ者あり）文化振興課の米崎と申します。

ただいま御質問がございました、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律につきまして、国のほうで制度を紹介するパンフレ

ットを作成されております。そちらの写しを本日持参いたしましたので、よろしければ配付の上、御説明させていただきたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○委員長（古嶋津義君） では、配付をお願いします。

○文化振興課長（米崎寿一君） では、着座の上、説明させていただきます。

○委員長（古嶋津義君） どうぞ。

○文化振興課長（米崎寿一君） 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律につきまして、制度の御紹介のほうをさせていただきます。

お手元にお配りいたしました資料の1ページ目をお開きください。

こちらは、正式名称は先ほど申し上げました法律名になっておりまして、平成20年に施行されております。通称としまして、歴史まちづくり法と称されております。

日本各地におきまして、お城、神社、仏閣等の歴史的な価値の高い建造物が、その周辺には、町屋、武家屋敷などの歴史的な建造物が残されております。

また、そこで、工芸品の製造・販売や祭礼行事などの、歴史や伝統を反映した人々の生活が営まれることにより、それぞれの地域の固有の風情、情緒、たたずまいといったものを醸し出しております。

しかしながら、維持管理に多くの費用がかかること、高齢化や人口減少による担い手が不足していることにより、この歴史的価値の高い建造物や、歴史や伝統を反映した人々の生活が失いつつあります。

歴史まちづくり法は、このような良好な市街地の環境、歴史的風致と称しておりますが——を維持・向上させ、後世に継承するために制定されております。

この歴史的風致という言葉ですけれども、こちらの説明文でございますように、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と、この法の第1条に定義されております。ハードとしての建物とソフトとしての人々の活動を合わせた概念とされております。

この地域の固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動の考え方でございますが、伝統的な工芸技術による生産や、工芸品の販売、祭りや年中行事等の風俗・慣習、地域において傳承されてきた民俗芸能に加え、鍛冶や大工、郷土人形製作等の民俗技術等も含まれております。

また、伝統的な特産物を主材料とする料理や、地域の伝統的な技術や技能による物品の展示なども、これらの人々の活動と捉えることができるとされております。

次に、2ページを御覧ください。

歴史まちづくり法の概要でございます。

基本方針は国によって作成されております。この基本方針に基づき、市町村が、歴史的風致維持向上計画というのを作成いたしまして、国による認定、文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣の認定を受けて、その計画が認定されるということになっております。

この、歴史的風致維持向上計画には、重点区域といわれる、核となる文化財と一体となって、歴史的風致を形成する周辺市街地の設定が必要とされております。

この向上計画を認定を受けた後にですね、3ページ、4ページになりますけれども、様々な事業に対する国の支援が受けられるということになっております。

まず、街なみ環境整備事業として、公共施設の整備、修景施設の整備、電柱・電線の地中化、良好な町並みの維持・再生等を支援されるとい

った事業がございます。

次に、都市公園等事業として、地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保存・活用に資する都市公園の整備の支援がございます。

また、都市再生整備計画事業としましては、地域の歴史・文化等の特性を生かした個性あるまちづくりを総合的に支援するとして、交付率上限を40%から45%にかさ上げすることや、その適用範囲の緩和が図られております。

そのほかにも、歴史的観光資源高質化支援事業、景観改善推進事業、また、地域用水環境整備事業等が、事業の支援メニューとして用意されているといったところになっております。

いずれも、この地域、重点区域内におけるこの文化財、国指定の文化財というところになるんですけども——を核として、歴史的な町並み・環境を維持、また、向上するというのを目的とした制度ということになっております。

5ページをお開きください。

こちらは、他の、これまで認定を受けました他市の、歴史まちづくり計画のですね、効果として、4つの市の成果が記されております。

最後のページになりますけれども、歴史的風致維持向上計画の認定状況でございます。

令和5年3月末現在で、全国で90都市、39府県で認定のほうを受けて、事業のほうが進められていると伺っております。

なお、先ほど申し上げましたが、この歴史まちづくり法につきましては、国土交通省、文化庁、農林水産省の3つの省庁が共同主務官庁といったところになっておりまして、連携して事業を推進するといった枠組みになっております。

資料の説明は以上でございます。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について、質疑、御意見等はありませんか。

○委員（谷口 徹君） 今、御提示いただいた資料の2ページの左下を見ると、左下に歴史まちづくりを進める重点区域で、城跡（史跡）周

辺の重点区域というイメージ図がありますけども、これを見たら、何かほぼ八代市の城跡付近の風景に非常に酷似しているなというふうに感じました。

歴史的建造物や土塀の修景といえばもう松浜軒で、ソフト事業の伝統的な祭礼の活動支援というのはもう妙見祭に当たるのかなということで、ぜひこちらの計画はですね、策定すべきかなというふうに思います。

過去の経歴を見ると、平成28年に、歴史文化基本構想というのを八代市作っていると思いますけども、そちらの考え方にもですね、構想にも合致していると思いますので、計画のほうは進めていったほうがよろしいかなというふうに私は感じます。

以上です。

○委員（中山諭扶哉君） ちょっとお聞きしたいんですけど、地域的には、八代全体で可能なのか、泉とか日奈久とかですね、そちらのほうの、ちょっと離れた地域でも、この活用することができるのかというのを、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○文化振興課長（米崎寿一君） 今の委員のお尋ねのエリアの話なんですけれども、先ほど資料のほうでも、この3ページ、4ページに大きな地図が載っていると思うんですけど、この歴史的まちづくりを重点的に進める区域、重点区域という設定がございまして、これにつきましてはですね、国の指定の文化財、建物、建造物だったり、あと、史跡、名勝とか、八代でいいますと、八代城址、城跡群ですね。それと郡築鏡のほうにございます八代海干拓遺跡、そういったところが対象になってくるかなと思っております、一つ、コアなところに国指定文化財というのが据えらる。で、その文化財の歴史的な雰囲気っていいですか、そういった歴史観的なところを整理して、まちづくりを進めていくというような枠組みになっているかなといったところ

で考えております。

○委員長（古嶋津義君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

○委員（金子昌平君） 歴史的風致維持向上計画、これを作成するに当たってなんですけれども、この中心市街地は、もう、住宅エリア、商業エリア、いろいろ混在しています。

この策定をするに当たって、近隣の住宅や商業とかですね、その建物自体に対する影響というものをですね、ちょっと教えていただければなと思うんですけど。

○文化振興課長（米崎寿一君） こちらは景観的な誘導政策という一面もあるかなというふうに考えておまして、当然ながら、そういった周辺の美装化、修景といったところについては、ある程度、地域の皆様方の合意というところを持った上で進めるというところで、八代市においては景観計画というところを、今、宮地地区のほうで進めると伺っているんですけども、そういったところと密接にリンクしてくるような、取り組み方としてはですね、関連性があるのかなというふうに捉えておまして、文化財、核となる文化財だけではなくて、やっぱり地域の皆様方の御理解だったり機運の醸成というのが、まずはひとつ必要があるのかなというふうには感じております。

○委員（金子昌平君） 例えば、住宅を改修、また、建てるってなれば、この策定に沿って建て直すなりリノベーションするという規制が入ってくるっちゃう捉え方でよかったですか。（委員村川清則君「景観条例の」と呼ぶ）景観条例に基づいてですかね。全体的に、町並みをそろえないといけないという。

○文化振興課長（米崎寿一君） 国土交通省のほうで、この歴史まちづくり法を進めるに当たっての手順、手引というかですね、そういうガイドラインというのを示されておまして、おっしゃるとおり、この景観的なところというと

ころもですね、景観規制というところを設けることは重要だというふうには記されていますので、そこの文化財の保存と景観整備というところについては、やっぱり両輪でやっていくというところであって、その辺りはちょっと、今後そういった取組を進める際には、いろんな御議論をいただきながら計画づくりしていくというところは出てくるのかな、というふうに感じております。

○委員（金子昌平君） わかりました。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

○委員（村川清則君） 陳情の案件ですので、何らかの今日のこの会議の結論といたしますか、それを出さんといかんのですけども、まだ審査する時間というのも、ちょっと必要だと思いますので、ここは継続審査をお願いできればと思います。

○委員長（古嶋津義君） ちょっと、課長、確認ばってん、さきの橋本徳一郎君の一般質問でたい、この八代市歴史風致維持向上計画の策定ということで御質問があって、執行部としては、民家の、先ほど金子委員が言ったように、そういうのも支障があるとかと加味して、令和3年度の国交省の意向調書には、認定の意向なしという答弁内容だったと記憶しとるばってん。

○文化振興課長（米崎寿一君） ありがとうございます。

今、委員長からのお尋ねのとおりでございます。先だつてのですね、橋本徳一郎議員の一般質問におきましてですね、市としてはですね、この八代城跡の、国指定のですね、文化財の整備というのを、今、整備基本計画の策定を、令和6年度を目途に、今、進めております。

その後、文化財の実質的な整備事業、これ、おおむね10年ぐらいかかるのかなというふうに見込んでおりますので、現時点でこの歴史まちづくり法に基づくこの維持向上計画を活用するということの検討は、行っていないところで

はございます。

○委員長（古嶋津義君） 先ほど村川委員から御意見がありましたように、少し継続して時間をかけて審査したらという意見がありました、中山君だったかな、谷口君だったかな、制定したらという意見もありましたが、ちょっとその辺を皆さんで整理をしていただきたいと思います。

○委員（谷口 徹君） すいません。質問ですけども、先ほど金子委員から、建物に関する規制が生じるのではないかというような話だったですね。

この計画自体をつくったとしても、たぶん、市のほうで条例等を制定しないと、そういう規制はかけられないと思うんですけども、それはいかがですかね。

○文化振興課長（米崎寿一君） いわゆる景観的な条例、規制条例というところについては、今、建設部のほうでも整理されているのかなというふうに感じておりますけども、一般的にはですね、今、この計画づくりするに際してはですね、有識者、地域住民等を含めた法定協議会をつくるということになっております。この法定協議会の中でですね、どういった手順でまちづくりを進めていくのか、どういった整備を行うのかという整理をすることが必要というふうになっております。

併せましてですね、おおむね5年から10年間をかけてのですね、実質的な、何をやっていくのかという事業ですね、実施事業というのをですね、なんていいますか、計画だけではなくて、実効性のある事業というのをですね、立ち上げた上でですね、関係3省との事務協議というのが必要になりますので、要は、認定を受けるという際には、実際、もう、こういう事業、走り出すんだよというような広範な合意というのができた上でということになっているかと思えます。

その中で、今、委員がおっしゃられたような条例というのが必要であれば制定というふうになってくるのかなというふうに考えております。以上です。

○委員長（古嶋津義君） いいですか。しばらく小会いたします。

（午前11時32分 小会）

（午前11時44分 本会）

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。御意見はありませんか。

○委員（谷口 徹君） 採択をお願いいたします。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

○委員（村川清則君） まだ審査が必要だと思いますので、継続審査をお願いしたいと思います。

○委員長（古嶋津義君） ただいま、継続審査を求める意見と採決を求める意見がありましたので、採決をいたします。

まず、継続審査についてお諮りをいたします。採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

本陳情について、継続審査をするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手多数と認め、本件は継続審査とすることに決しました。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

◎所管事務調査

- ・産業・経済の振興に関する諸問題の調査
- ・水道事業に関する諸問題の調査

○委員長（古嶋津義君） 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、産業・経済の振興に関する諸問題の調査、水道事業に関する諸問題の調査、以上の2件です。

当委員会の所管事務調査について、何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、ここで、私、委員長より、委員の皆様へ報告をいたします。

去る11月17日から20日までの4日間、基隆市との友好交流協定締結5周年を記念しまして、市長を団長とする市民使節団の一員として、議長及び各常任委員会委員長とともに基隆市を訪問してまいりました。

市民使節団は、市民48名を含む総勢61名で結成され、基隆市長を表敬訪問するとともに、使節団歓迎のための交流会が執り行われました。両市の市長が相互に挨拶を行い、今後も活発な交流を促進し、良好な関係を深めていくことを確認し合うことができた、とても有意義な交流となりました。

所感でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響で交流がしばらく自粛されておりましたが、両市の良好な関係が継続しており、大変感銘を受けた次第であります。

皆様御承知のとおり、熊本県へのTSMC進出に伴い台湾との距離もさらに縮まり、交流も活発になることが予想されますことから、本市への多方面での波及効果が期待されます。

今後も、基隆市とのよい友好交流関係を維持・発展させ、台湾とのさらなる交流の促進につなげる必要性を実感した訪問であったことを申

し上げ、私からの御報告とさせていただきます。

以上で、所管事務調査2件についての調査を終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りします。

当委員会の所管事務調査2件及び陳情1件については、なお審査及び調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続審査及び調査の申出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） 異議なしと認め、そのように決しました。

最後に、管外行政視察について協議のため、小会いたします。

傍聴人の方、御退席お願いいたします。

（執行部 退席）

（午前11時48分 小会）

（午前11時52分 本会）

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

それでは、本委員会の派遣承認要求の件についてお諮りします。

本委員会は、令和6年1月22日から24日までの3日間、産業・経済の振興に関する諸問題の調査のため、岡山県岡山市、岡山県瀬戸内市、山口県岩国市へ管外行政視察を行うこととし、議長宛て派遣承認要求の手続きをとらせていただきたいと思いますと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了しました。

これをもって、経済企業委員会を散会します。

（午前11時53分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和5年12月14日

経済企業委員会

委員長